

## 令和7年度九州佐賀国際空港パスポート取得支援事業費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、九州佐賀国際空港を発着する上海便及び台北便の利用促進を図るため、新たにパスポートを取得し、上海便及び台北便を利用する個人に、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 次に掲げる要件を満たす者を、助成金の交付対象者とする。

- (1) 発行年月日が2025年7月3日以降のパスポートを有する者
- (2) 2026年3月31日までに九州佐賀国際空港発着の上海便又は台北便を利用する者
- (3) 佐賀県に在住する者

2 次の各号のいずれかに該当するものは、助成事業から除くものとする。

- (1) 国又は地方公共団体がパスポート取得経費の全部又は一部を負担するもの
- (2) その他知事が不相当と認めるもの

3 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 助成対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人であってはならない。

### (助成金額)

第3条 助成金の交付金額は下表のとおりとする。

申請の種類	助成対象者の年齢	一人当たりの助成金額
新規申請・切替申請	12歳以上	6,000円
〃	12歳未満	3,000円
残存有効期間同一申請	-	3,000円

### (交付申請及び請求)

第4条 交付申請者は、助成事業の終了後、助成金の交付を受けようとするときは、実績報告書兼交付申請書・請求書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書兼交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類を全て添付しなければならない。

- (1) パスポートの写し（氏名及び発行年月日が分かるページ）
- (2) 往路又は復路の搭乗券の半券又は航空会社（総代理店を含む）の発行する搭乗証明書など、搭乗者名が

記載され、かつ、搭乗した便の詳細が確認できるものを添付したもの。

(3) 佐賀県民であることが確認できる身分証明書等

(4) その他知事が必要と認めるもの

3 前項の実績報告書兼交付申請書・請求書の提出期限は、助成事業終了日の翌日から起算して 30 日以内または令和 8 年（2026 年）3 月 31 日のいずれか早い日とする。

4 本助成金の実績報告書兼交付申請書・請求書が到達してから交付決定及び交付するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して 30 日とする。

（交付の条件）

第 5 条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 助成事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しておくこと。

(3) 助成金の振込を行う口座は日本国内の口座に限る。

（助成金の交付）

第 6 条 知事は、実績報告書兼交付申請書を審査の上、相当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。この場合、交付申請者名義の口座への助成金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、不相当と認める場合には、その旨を交付申請者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第 7 条 知事は、必要に応じて助成対象者から助成事業について報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取り消し）

第 8 条 知事は、助成対象者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、助成対象者が第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前 2 項の規定は、助成金を交付した後においても適用する。

（助成金の返還）

第 10 条 知事は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた助成対象者は、知事が指定する期日までに、遅延なく助成金を返還しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年（2025 年）7 月 3 日から施行する。